

鞍手町
避難所運営マニュアル

令和3年6月

目 次

| | |
|-----------------------------|---|
| 避難所運営マニュアルの目的 | 1 |
| 安全確認・開錠 | 2 |
| ①施設周辺の点検 | 2 |
| ②施設周辺の確認 | 2 |
| ③施設の開錠 | 2 |
| ④施設内の点検を行う | 3 |
| ⑤施設管理者と使う場所を話し合う | 3 |
| ⑥立入禁止にする場所 | 3 |
| 開設準備 | 4 |
| ①機材・物資の確認 | 4 |
| ②受付の設置 | 4 |
| ③居住スペースのレイアウト決め | 4 |
| ④トイレの確認 | 5 |
| 開設 | 6 |
| ①避難者の受付 | 6 |
| ②要配慮者への対応 | 6 |
| ③災害対策本部への報告 | 6 |
| ④情報の収集と提供 | 6 |
| ⑤避難生活で注意すること | 7 |
| 避難所運営のための体制づくり | 8 |
| ①避難所のルール作り | 8 |
| ②避難所利用者の組み分け | 8 |
| ③避難所運営委員会の設置 | 8 |
| ④避難所運営委員会と地域で担う運営班の役割 | 9 |

避難所運営マニュアルの目的

地震や大雨、台風等により大規模な災害が発生した場合は、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、多くの住民が長期間にわたり避難所生活をしなければならない事態が予想されます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも行政主体の避難所運営は困難であることが明らかになり、自主運営組織の有無が避難所生活の長期化や生活環境の良し悪しに大きく影響したといわれ、避難所生活では、被災者の気持ちに寄り添うためにも地域の関わりが大切になります。

このマニュアルは、避難所の開設・運営に係わる人が共通認識を持ち、円滑に避難所の開設・運営を行うための基本的なルール等を定めたものです。

地域のみなさんが、本マニュアルの内容を理解し、話し合いによって避難所の使い方やルール等を決めたり、避難所運営の訓練を行うことなどにより、災害が発生した場合に備えておくことが大切です。

安全確認・開錠

地震などの災害時は、避難所を開錠し、避難者を受け入れる前に安全点検が必ず必要です。

安全確認をする人の安全を最優先し、危険が想定される建物等には近づかず、安全な場所から目視により、点検します。

①施設周辺の点検

施設の安全確認作業は、一人で行わず複数で行います。危険が想定される建物には近づかないようにして、安全な場所から目視で、建物などの外観や周辺を確認します。

∞確認のポイント∞

- 周辺の施設や通路等に倒壊や沈下等の危険性はないか
- 建物は傾いていないか
- 建物にひび割れはないか
- 屋根瓦の落下や破損はないか
- 壁の剥落はないか
- 非常階段は使用できるか
- 窓ガラスは割れていないか
- 建物の入り口など、段差ができていないか
- プロパンガスが倒れていないか、ガス漏れはしていないか
- マイコンガスメーターでガスの供給が遮断されているか
(震度5程度でマイコンガスメーターがガスの供給を自動遮断します)

②施設周辺の確認

火災や津波、河川氾濫、土砂災害による二次災害の危険がないことを確認します。避難所周辺で少しでも危険が想定される区域は「立入禁止区域」として広めに設定します。避難所にも危険が及ぶ場合は、別の避難所に避難します。

③施設の開錠

鍵の保管者が開錠し、避難所開設および避難者受け入れの準備を進めます。原則として、鍵保管者が避難所に駆けつけて、必要な箇所を開錠します。

| 鍵の保管者 | 連絡先 |
|-------|-----|
| | |

④施設内の点検を行う

施設内の安全確認をする場合も安全確認する人の安全を最優先して、作業は一人で行わず複数で行います。

∞確認のポイント∞

- 天井の落下や亀裂はないか
- 廊下は安全に通行できるか
- 照明の落下・破損はないか
- 消火器など防火設備は使えるか
- 電気は点くか、異音はしないか
- 水道は出るか、濁りはないか
- ガス漏れはしていないか
- トイレは使えるか、下水は流せるか

⑤施設管理者と使う場所を話し合う

避難所となる施設が学校などの場合は、どの部分を避難所として使ってよいか施設管理者と話し合っ決めて決めます。できれば、災害が起こる前の平時から、どの部分を避難所として使ってよいか、話し合っ決めておきます。

避難者が増えて入りきらないときなど、人数に合わせて使う場所を広げていきます。

学校などは本来の使用目的も考え、立入禁止にする場所等のルールを決めておくことが大切です。

⑥立入禁止にする場所

危険な場所や避難所として利用できない場所には、カラーコーンやビニールテープ、ロープなどを利用して立入禁止にします。

また、廊下や階段、トイレ等は共有空間となるため、占有は禁止します。

炊き出しに利用できる場所は、避難スペースとしての使用は禁止しておきます。

開設準備

①機材・物資の確認

避難所を開設するために必要な機材や物資を確認します。不足している場合は、他のもので代用したり、地域で集めたりします。

∞避難所開設・運営に必要な主な機材、物資例∞

- 飛散物等を片付ける清掃用品
- 筆記用具
- 避難者受付名簿などの様式
- テーブル・椅子
- ホワイトボード
- 敷材（シート類）・座布団
- 粘着テープ・養生テープ
- ビニールひも・テープ
- 照明器具（懐中電灯、ランタン等）
- 電源タップ・延長コード
- 屋内用間仕切り（ダンボール等）
- 居住スペース案内標識
- コピー用紙
- ゴミ袋
- 簡易トイレ
- 手指消毒液・体温計
- トイレットペーパー
- 発電機

②受付の設置

周囲の状況や天候を配慮して受付の場所を決めます。受付にテーブルや受付名簿、筆記用具などを準備して、避難者にわかるよう「受付」と表示します。検温や健康状態の確認を円滑に進められるよう、スペースや人員を十分に確保します。

③居住スペースのレイアウト決め

事前に施設管理者等と協議の上で想定したレイアウト図を参考に、安全を確認した後、必要なスペースをレイアウトします。

∞レイアウト決めの注意点∞

- 活動しやすいように通路を確保する（車いすが通行できるように130cm程度確保）
- 要配慮者への対応スペースや福祉避難スペースなどを先に確保する
- 高齢者や障がいのある人などのスペースはトイレや通路に近い場所を確保する
- 妊産婦や乳幼児などのスペースは周囲からストレスを受けにくい場所を確保する
- 視覚障がいのある人などは壁伝いに移動できるよう壁に近い場所を確保する
- なるべく顔見知りで集まれるよう、原則、地域ごとに区割りする
- プライバシーに配慮する（男女別トイレ、男女別更衣室など）
- 掲示板の設置は複数する
- レイアウトを決めたら、テープや段ボールなどで区割りする

∞避難所に必要なスペース例∞

- 居住スペース
- 授乳スペース
- 物資保管場所
- 救護室
- おむつ交換室
- 荷捌き場所
- 介護室
- 子ども部屋
- 避難所運営本部
- 障がい者用トイレ
- ペット飼育スペース
- 受付
- 男女別災害用トイレ
- ごみ収集場所
- 相談室
- 手洗い場
- 洗濯場・物干し場
- 情報掲示場所
- 男女別更衣スペース
- 談話室

④トイレの確認

避難所生活で重要となる一つがトイレです。避難所のトイレが使えるか確認します。

∞確認のポイント∞

- 天井の落下や亀裂はないか、便器は破損していないか
- 男性用、女性用に分けられているか
- 高齢者や障がいのある人、妊産婦などが使える洋式のトイレは確保できるか
- 水は流れるか、断水していないか
- 下水は流れるか
- トイレットペーパー、手洗い用の水や石鹸は用意されているか
- ゴミ箱はあるか
- トイレ専用の履物が用意されているか
- 掃除用具等は用意されているか

既存のトイレが使えない場合は、簡易トイレ等を使います。便袋と処理剤などをセットして使う方法もあります。使用後の便袋は、おむつなどと同様にゴミとして分類処理できます。



(出典 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成28年4月 内閣府(防災担当))

開設

①避難者の受付

受け入れる避難者は行政区などの地域ごとに受付します。その際、必要事項を受付名簿に記入してもらいます。名簿は避難後の支援のもとになるので、記入してもらおうよう協力を求めます。夏の暑さや冬の寒さ、雨など季節や気候によっては、優先的に建物の中に入ってもらうことも考えます。

ペットについては、動物の毛のアレルギーや衛生上の問題が発生する恐れも考えられますので、原則居住スペースとは別の場所にペット飼育スペースを設けます。

②要配慮者への対応

要配慮者（高齢者や障がいのある人、妊産婦など）は、トイレに近い場所や通路の近くにスペースを設け、状況に応じて個別のスペースや個室を準備します。出入り口付近は、トイレ等に近いです。冬は寒い場所となるため、健康面からは不向きな場所です。

また、要配慮者へは、情報提供に配慮が必要です。

③災害対策本部への報告

避難所の開設と避難の状況について災害対策本部（町役場）へ報告します。災害対策本部への報告は、原則派遣された町職員又は施設管理者が行いますが、不在の場合や、緊急の場合は地域の代表者が行います。避難所からの報告を受けて、災害対策本部がホームページやテレビのデータ放送等により避難所の開設状況・混雑状況等を住民へ周知します。

∞報告例∞

- 避難所開設の報告
- 避難者の概算人数の報告
- 怪我をしている人の数や、配慮が必要な人の状況や数についても報告しましょう
- トイレが使えない場合は、簡易トイレや仮設トイレの手配を依頼しましょう

④情報の収集と提供

避難所に避難してきた人が一番不安を感じるのが、いつまで避難しなければいけないかということです。災害に関する情報や避難に関する情報がわかったら避難者へ伝えられるよう、掲示板はすぐに設置します。掲示板へは、なるべく大きな字で掲示し、高齢者などにもわかりやすいように工夫します。

⑤避難生活で注意すること

∞避難生活の注意点∞

- 避難所運営のためのルールを決め、避難者で協力して運営していく
- 役割分担を固定せず、一部の人に負担が集中しないようにする
- 起床から消灯まで、避難所で定められた生活時間を守る
- 食料や物資などの配給は、公平性の確保に最大限配慮する
- 公平に配布できない物については、一番役立つ相手に配布する
- 居住スペースは土足厳禁とし、トイレ等も含め定期的して清掃して清潔にする
- 居住スペースでの飲酒は控え、喫煙は指定された場所で行う
- ペットの飼育は指定された場所で行う
- 避難所は、在宅避難者など避難所以外の人も利用する場所である

∞健康管理の注意点∞

- 手洗い・うがいを励行する
- 水が使えない時は手指消毒液やウェットティッシュなどを使って手指を清潔にする
- 咳やくしゃみが出るときや、がれき撤去の際などマスクを着用する
- 食品を扱う際は、必ず手洗いし、食べ物には素手で触らないようにする
- 市販のミネラルウォーターなど安心して飲める水だけを飲用する
- 食物によっては重篤なアレルギーを引き起こす危険があるため注意する
- 配給された食べ物は早めに食べ、食べ残したものは廃棄する
- 調理器具、食器は使用の都度十分に洗浄殺菌する
- 下痢や吐き気のある人、発熱している人は、食品の配布や調理、配膳に関わらない
- 下痢や嘔吐物を片付ける際は、直接手を触れずに、塩素系消毒剤で消毒する
- ストレスや不安に対して心のケアが必要となる

∞要配慮者や女性に配慮する∞

- 高齢者や障がいのある人、乳幼児・妊産婦などを優先して個室を割り当てる
- トイレに行きやすい場所や個室を利用して福祉スペースをつくる
- 病気などで食事制限のある人に注意する
- 目の不自由な人には声をかけ、耳の不自由な人には書いて知らせる
- 外国人に対して、わかりやすい・優しい日本語で情報提供する
- 更衣室や授乳室など女性専用スペースを確保し、防犯ブザーを設置する
- 運営班には女性の参加を求め、女性の視点を生かした避難所運営を行う
- 夜間や人気のない場所での犯罪や性暴力が起こらないようパトロールを実施する
- 仮設トイレは女性専用を設定する

避難所運営のための体制づくり

避難所生活が長期になる場合は、避難所の生活環境を整えるためのルール作りや、避難者同士が協力して避難所の運営を行うための組織作りなどが必要になります。

①避難所のルール作り

避難所は、災害時という混乱状況の中で、不特定多数の人が集まり生活する場所です。運営に当たって配慮すべき点などについて避難者で話し合い、必要に応じて避難所のルールを決めていく必要があります。

子ども、高齢者、女性、障がいのある人などの多様な主体の意見を踏まえ、みんなにやさしい避難所を目指します。

∞決めておきたいルール∞

- 避難所全体のルール
- トイレ使用のルール
- ペット飼育のルール
- 喫煙のルール
- 避難所の防犯ルール

②避難所利用者の組み分け

避難所利用者の取りまとめを行うため、利用者の組み分けを行います。避難所にいる人たちをいくつかの組みに分けます。避難所で生活する人の他に、避難所のグラウンドなどで車中やテント生活している人の組、避難所以外の場所にいる人の組も作ります。組ごとに代表者を決めて、連絡事項などを伝えたり、避難生活のルールを決めたりします。

③避難所運営委員会の設置

避難所の運営を円滑に行うため、また避難者に寄り添った運営となるよう、避難所運営は避難者同士が協力して行うことがよいため、避難所運営委員会を設置し、実際の避難所運営の役割を担う運営班を決め、避難者で避難所の様々な活動を行います。

避難所運営では、子どもや高齢者、障がいのある人、妊産婦など要配慮者への配慮や女性への配慮が必要となることから、構成員の少なくとも3割以上が女性となるよう努めます。

地域で、日ごろから避難所運営について話し合ったり、訓練を行ったりして、地域の皆さんが避難所運営委員会や運営班の役割を知る機会を持ちます。

④避難所運営委員会と地域で担う運営班の役割

